

長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会委員公募要領

1 趣旨

農業農村振興に関する幅広い意見を農業振興行政に反映させるため、「長野県食と農業農村振興審議会」の松本地区部会の委員を公募します。

食と農業農村振興審議会松本地区部会は、「長野県食と農業農村振興の県民条例（長野県条例第25号）」及び食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規定に基づき、農業者、農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体、市村、消費者及び食品産業・流通産業の代表者等で組織され、松本地域における県民の意見反映、松本地域の特性を活かした発展方向の策定及び検証を行います。

2 募集人数

農業者1名、消費者1名

3 応募資格

次の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡のいずれかに居住し、令和6年4月1日現在で18歳以上の者
- (2) 松本地域（松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡）の農業政策に関心を持ち、今後の松本地域の農業施策について農業者又は消費者の立場から意見を述べることができる者
- (3) 年1～2回程度開催する長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会に出席できる者

4 任期

2年間（令和6年7月28日から令和8年7月27日まで）

5 応募方法等

- (1) 長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会公募委員応募申込書に必要事項を記載し、申し込みをお願いします。
- (2) 応募は、郵送（募集期間最終日の消印有効）、持参、電子メール、ファクシミリで受け付けます。
- (3) 御提出いただいた書類は返却いたしませんので御了承ください。

6 募集期間

令和5年10月30日（月）から11月6日（月）まで

7 選考方法

- (1) 書類審査により委員を決定します。
- (2) 選考結果は、令和5年12月上旬までに応募者に御連絡します。

8 申込書提出先及びお問い合わせ先

長野県松本地域振興局

松本農業農村支援センター 農業農村振興課 農村振興係

所在地：松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎内

電話：0263-40-1916（直通）

ファクシミリ：0263-47-7822

電子メール：matsumoto-nosei@pref.nagano.lg.jp